

令和5年度第1回恵那市子ども・子育て会議

日時：令和5年7月31日（月） 午後7時～

場所：恵那市役所会議棟 大会議室

1. 委嘱書交付
2. 市長あいさつ
3. 委員自己紹介
4. 委員長、副委員長の選出
5. 委員長あいさつ
6. 議題
 - (1) 恵那市の子育て支援事業及び新たな子育て施策事業について
 - (2) 恵那市第2期子ども・子育て支援事業計画の進行管理について（資料1）
 - (3) 恵那市第3期子ども・子育て支援事業計画（こども計画）の策定について
7. その他
 - (1) 行政視察での他市の子育て施策の報告（明石市、亀岡市）
 - (2) 恵那市環境審議会委員の選出について
8. 閉会のあいさつ（副委員長）

令和5年度恵那市子ども・子育て会議委員名簿

区分	番号	団体等	委員	役職
地域代表	1	恵那市地域自治区会長会議	杉山 淳	恵那市地域自治区会長
保護者代表	2	恵那市こども園・保育園保護者会連合会	細川 祐輔	会長(ルンビニー保育園保護者会)
	3	恵那市PTA連合会	紀藤 祐元	副会長
子育て支援関係者	4	恵那市社会福祉協議会	紀岡 伸征	児童センター館長
	5	恵那市社会福祉協議会	林 千秋	こども発達センターにじの家 管理者
	6	NPO法人みんなで子育てドロップス	駒宮 博男	理事長
	7	恵那市青少年育成市民会議	安田 和枝	運営委員長
	8	恵那市民生委員児童委員協議会児童福祉部会	石垣 寿子	部会長
経済・労働 団体	9	恵那商工会議所	立尾 清二	事務局長
	10	連合岐阜東濃地域協議会	堀尾 憲慈	事務局長
有識者	11	学識経験者	蜂谷 明子	恵那医師会(小児科医)
	12	学識経験者	横井 喜彦	中京学院大学中京短期大学部 保育科 学科長 教授
	13	学識経験者	坪井弥栄子	恵那市SDGs推進協議会会長
公募	14	公募委員	中川 春花	
	15	公募委員	佐々 潤子	
教育・保育従事者	16	私立幼稚園	片山 三咲	すずめっこ杉の子幼稚園 副園長
	17	私立保育園	渡邊みちる	千草保育園 園長
	18	恵那市立小学校長会	細江 幸次	会長 (上矢作小学校校長)
	19	恵那市立こども園長会	渡会 由美	代表 (やまびここども園園長)
	20	恵那市学童保育所指導員	可児由紀子	恵那市放課後児童クラブ指導員連絡 会(大井学童)

◎委員長 ○副委員長

(敬称略)

【市関係者名簿】

教育委員会	1	副教育長	工藤 博也	副教育長
	2	幼児教育課	西尾 功	課長
	3	幼児教育課	三木のぞみ	係長
医療福祉部	4	医療福祉部長	鷹見 健司	部長
	5	健幸推進課	瀬瀬 雄二	課長
	6	子育て支援課	安田 英明	課長兼こども元気プラザ所長
	7	子育て支援課	鈴木 克哉	課長補佐
	8	子育て世代包括支援センター	加藤 友美	所長
	9	子育て世代包括支援センター	瀬瀬 佳美	副所長
	10	子育て世代包括支援センター	後藤 光子	係長

改正

平成26年3月20日条例第4号

平成29年3月22日条例第3号

令和5年3月22日条例第8号

恵那市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、恵那市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

一部改正〔令和5年条例8号〕

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

一部改正〔令和5年条例8号〕

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、医療福祉部において処理する。

一部改正〔平成26年条例4号・29年3号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例により改正される前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成29年3月22日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例により改正される前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和5年3月22日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議題1 恵那市の子育て支援事業及び新たな子育て支援について

1. 令和4年度から実施している子育て支援事業について

(□で囲ってある事業は恵那市の特色ある事業)

(1) 出産子育て応援給付金の支給

子育て世帯への経済的支援として、出産応援給付金及び子育て応援給付金を支給する。

出産応援給付金・妊婦1人当たり50,000円、子育て応援給付金・出生児1人当たり50,000円

(2) **第3子以降の児童福祉サービス利用料を免除**

① 放課後児童クラブの保育料の免除

放課後児童クラブ(20クラブある)に通う第3子以降の児童について、利用料：5000円/人、(明智は3000円/人)を免除するもの。

*現在でも第2子以降は、半額減免(県事業)を行い、市もさらに半額減免し実質2子も保護者からすれば免除となっている。

② ファミリーサポートセンター利用料の免除

・ファミリーサポートセンターは、子育ての援助を受けたい方、援助をしたい方がそれぞれ会員として登録し、病気や外出、冠婚葬祭などの子どもの預かりや送迎してもらえるサービス。

・第3子以降の子どもが利用する場合に利用料(1時間当たり400円)の免除を行う。

③ 育児支援ヘルパー派遣の利用料の免除

・育児ヘルパーは、保護者が体調不良などで家事ができないとき、家事や育児を援助してくれるヘルパーのこと。

・第3子以降の子どもがいる世帯が利用する場合に利用料(1時間当たり400円)の免除を行う。

④ 産後ケアの利用者負担額を免除

・出産後、退院直後から母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うサービス

・第3子以降の子どもを出産した後に利用するサービスの利用料(1回900円)の免除を行う。

(3) 妊産婦への支援

① **不妊・不育治療の拡充**

- ・不妊治療は、現在、市内で受診できるところはなく、市外に何度も通う必要があり、負担を感じる方もある。その負担を少しでも軽くするため、不妊・不育治療の通院に対する交通費を助成する
- ・県内1回1,000円、県外1回2,000円を助成

② 産後ケア事業の拡充

- ・「宿泊型」と「デイケア型」のケアを実施しているが、これに加えて、自宅でのサポートが受けられるように「訪問型」の産後ケアを新設。

③ 産婦健康診査費の助成

- ・産後の健診は、産後うつの早期発見につながる健診で、この受診に対する受診料の助成を行う。
- ・これまでは、産前の健康診査には14回分の受診券を配布しているが、産後の診査にも対応できるよう、1回分の産後用受診券を発券し、産婦の健康を見守っていく。

④ 多胎児の妊産婦支援

- ・多胎児妊婦の健診は、単体児妊婦より回数が多く、経済的負担が大きいため、通常の14回分に加えて5回分の健診を補助するもの。

(4) **子ども医療費助成**

中学生までを対象にしていた医療費無償化を高校生世代(18歳の年度末まで)までに拡大。

(5) **子どもの健康管理**

- ・「若い人健診」(現在18歳以上)の対象者を中学3年生まで対象者を拡大 *中津川市は30歳以上で実施
- ・中学校では、血液検査に、糖尿病リスク判定検査を実施し始めたが、それに加え、これまで19歳以上を対象としていた「若い人健診(19~39歳)」の対象者を、中学3年生まで引き下げ、若いうちから「健康のために検査を受ける」意識を持ってもらい、健康を保ってもらおう。

2. 令和5年度から実施している子育て支援事業について

(□で囲ってある事業は恵那市の特色ある事業)

(1) **不妊治療費の助成**

公的医療保険の適用開始後の問題として、従来の助成制度よりも特に保険外の部分で自己負担が増える課題があるため、市独自として、保険外治療費への一部助成を行う。

- ①公的医療保険が適用された治療（以下、保険内治療）と併せて行う先進医療 上限5万円
- ②保険外治療のみの治療（先進医療を含む）のうち、採卵から行う治療 上限20万円
- ③保険外治療のみの治療（先進医療を含む）のうち、胚移植から行う治療 上限10万円

(2) **産後ケアの利用者負担額の減免**

産後ケアの利用しやすい環境を整えるため、産後ケアを必要とする産婦に対して、利用者負担の減免支援を行う。

*恵那市は利用者負担が他市と比べ比較的 low 料金

- ① 市町村民税非課税世帯
「短期入所（宿泊）型」3,000円、「通所（日帰り）型」1,500円、「アウトリーチ（訪問）型」500円の産後ケアの利用者負担額を無料とする。
- ② 一般世帯
アウトリーチ（訪問）型の利用者負担額を、900円から500円に減額する。

(3) **マタニティ・サポート 119**

妊娠期間中における不安を少しでも軽減し、安心・安全に出産を迎えられるよう妊婦が腹痛や不正出血を発症した場合や、夜間など移動手段が無い時に救急車を要請し、かかりつけ医へ搬送するもの。

(4) 岐阜県第2子以降出産祝金の支給

出生数の増加を図ることを目的とし、第2子以降の出産を祝福し、祝金を支給する。

- ・出生児1人当たり100,000円

(5) **第3子以降出産子育て応援給付金の支給**

多子世帯への経済的負担軽減を図り、児童の健やかな成長を支援し少子

化対策につなげるため、第3子以降の出産に対し応援給付金を支給する。

- ・ 出生児1人当たり 100,000 円

※出産による支給額

	支給額
第1子	100,000 円
第2子以降	200,000 円
第3子以降	300,000 円

(6) **こども園等での使用済みおむつの処分**

こども園及び保育園での使用済みおむつは、保護者により家庭へ持ち帰り処分としてきたが、衛生面への配慮と保護者の負担軽減を図るため、使用済みおむつを園で処分することとした。

(7) 岐阜県高等学校就学準備等支援金の支給

少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、高等学校への進学や就職等の準備を控えた中学校3年生の保護者等に対し、支援金を支給する。

- ・ 児童1人当たり 30,000 円

(8) **子育て支援商品券事業の実施**

子育て中の家庭への支援として、18歳までの児童がいる家庭を対象に、恵那市プレミアム付商品券を配布する。

- ・ 児童1人当たり 12,000 円分の商品券を10月配布予定。

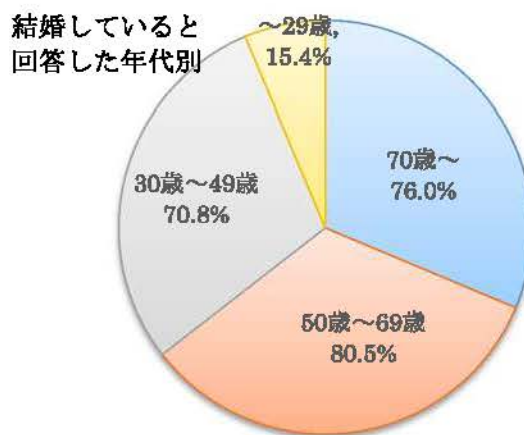
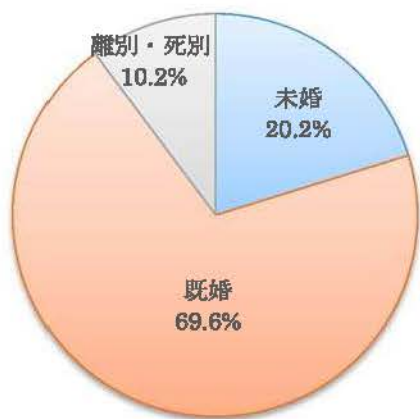
3.新たな子育て支援事業について

(1) 市民意識調査調査等による資料

市民意識調査資料抜粋 令和2年度

II 結婚、少子化について

「結婚の状況」としては、「結婚している」と答えた方は、全体の約7割でした。年代別では、30歳未満が15.4%、30代・40代が70.8%、50代・60代が80.5%でした。



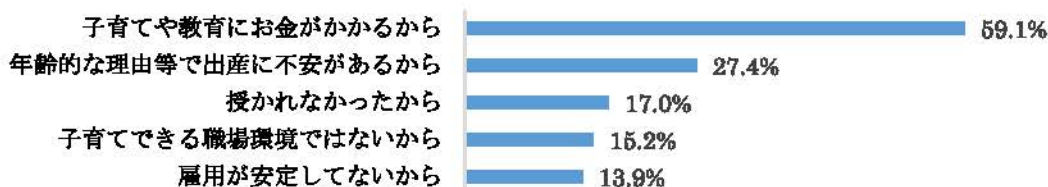
(1) 結婚していない理由は？（上位5項目）



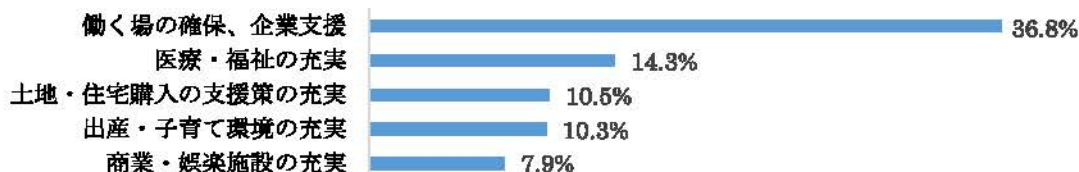
(2) 現在のお子さんの人数、実際に持つつもり的人数、理想の人数は？



(3) 現在のお子さんの人数が理想の人数より少ない理由は？（上位5項目）



(4) どの条件が十分満たされていたら、理想の子ども的人数に近づけると感じますか？（上位5項目）



(5) 子育て支援策として何が重要だと思いますか？（上位5項目）

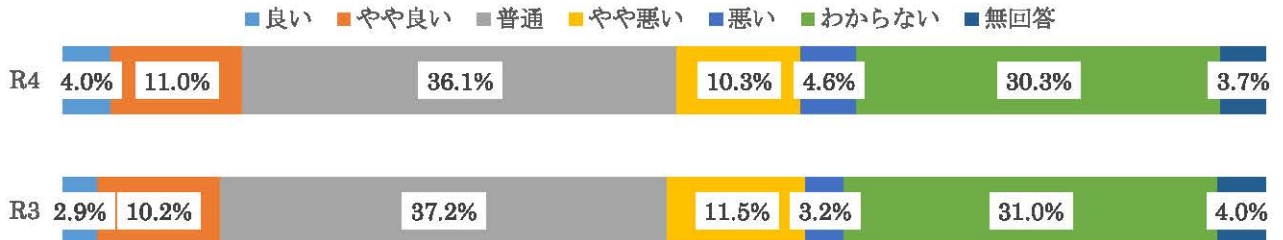


IV 子育て環境について

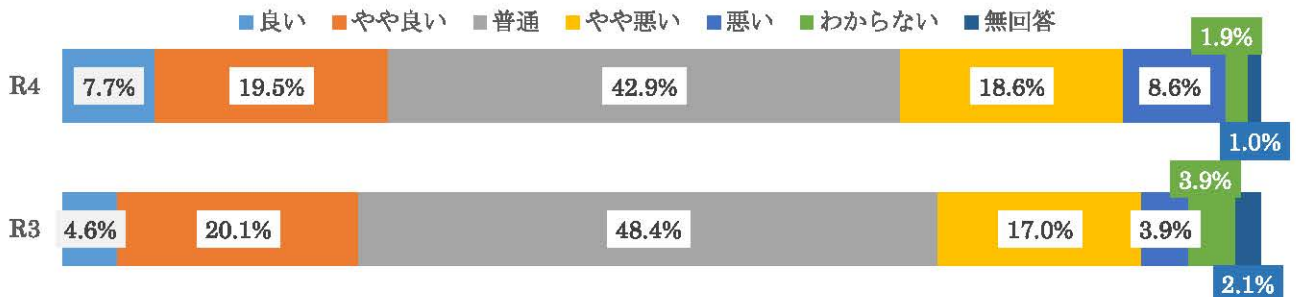
「今の恵那市の子育て環境をどのように感じているか」の問いに対して、高校生未満を養育している回答者の場合、「良い・やや良い」と答えた割合が「悪い・やや悪い」より高い結果となりました。

今の恵那市の子育て環境をどのように感じていますか？

①【全体】



②【高校生未満を養育している回答者】



① 現在のお子さんの人数、現実的に持ちたいお子さんの人数、理想的に持ちたいお子さんの人数について、考えに近いものを選んでください。

	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答
現在のお子さんの人数	18.8%	9.4%	28.3%	15.0%	2.2%	26.3%
現実的に持ちたいお子さんの人数	7.3%	5.3%	26.3%	18.9%	2.3%	39.8%
理想的に持ちたいお子さんの人数	4.8%	2.7%	20.8%	26.6%	6.9%	38.1%

② 現在の子どもの数および現実的・理想的に持ちたい子ども数の平均

	平均子ども人数 (人) R4	平均子ども人数 (人) R3
①現在のお子さんの人数	1.66 (1.23)	1.63 (1.26)
②現実的に持ちたいお子さんの人数	2.11 (1.82)	2.06 (1.89)
③理想的に持ちたいお子さんの人数	2.55 (2.38)	2.52 (2.42)

※無回答、無効回答は除く。

※ () カッコ内は20～44歳の平均子ども人数

●子育て施策検討における対象者の意識を把握するためのアンケート資料 R4.1.17

市内の放課後児童クラブを利用する、3人以上子どもがいる方37人（第3子への支援）について経済的支援を「強く望む」「望む」の場合、どのようなタイミングがよいと思いますか？

- ・入学時（小、中） 27.5%
- ・高校入学時 11.2%
- ・出生時 5.9%
- ・大学入学時 4.7%

（2）妊娠から子育て期まで切れ目のないライフステージにおける節目ごとの支援について、令和6年度開始に向け、今年度新規事業の検討を進める。

- （例）
- ・給付型
 - ・子育て環境整備
 - ・育児支援

議題3 恵那市第3期子ども・子育て支援事業計画（こども計画）の策定について

1.概要

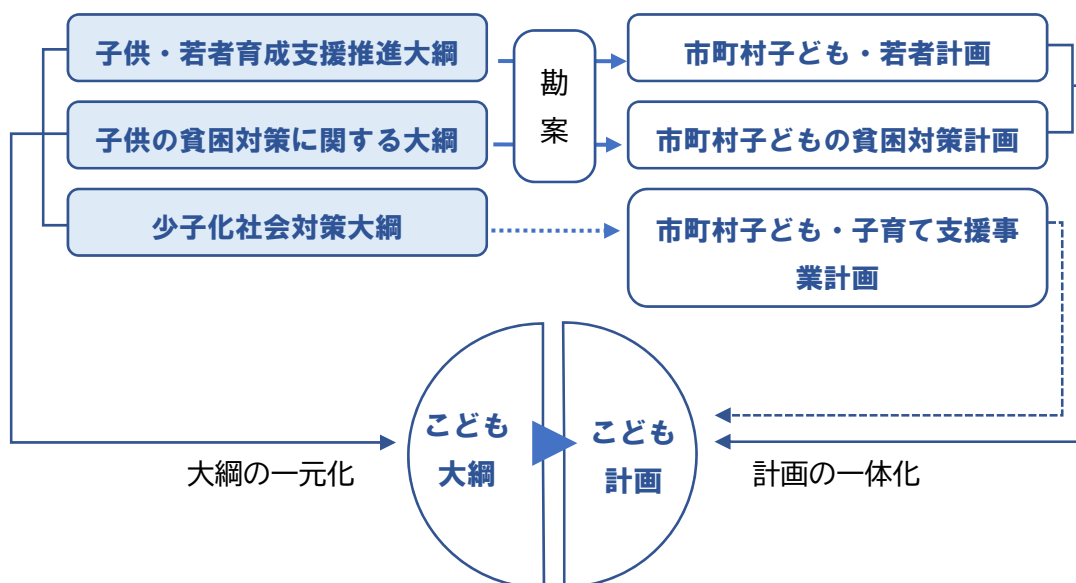
令和5年4月1日からこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行された。こども基本法では、今後策定予定のこども大綱を勘案した、各自治体におけるこども施策についての計画（こども計画）を定めるよう努めることとされている。また、この計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。

こども計画には、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等が一体化され、子どもに関する既存計画の整理再編となる。

恵那市では、令和7年度「恵那市第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定予定であったが、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画を一体化した、「恵那市こども計画」を策定することとした。

また、国はこども計画の調査、策定を支援するため、新たにこども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）を交付する。

補助率は、事業費（上限額 3,000,000 円）の 1/2 である。



2. 計画策定スケジュール
(令和5年度)

内容	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート作成					
アンケートの実施					
アンケート集計					
アンケート報告書作成					
子ども・子育て会議		①			
		アンケート内容検討			

(令和6年度)

内容	4～6月	7月	8月	9月	10月
アンケート調査分析					
現状把握					
計画骨子案の作成					
素案の作成					
目標事業量見込検討					
子ども・子育て会議		①			②
		策定の基本的事項 アンケート結果報告			計画素案の検討

内容	11月	12月	1月	2月	3月
目標事業量見込検討					
パブリックコメント					
計画書・概要版編集作成					
計画書・概要版発刊					
子ども・子育て会議		③		④	
		パブコメ結果報告 事業量見込量仮設定		計画承認	

7.その他（1）

令和5年度 市民福祉委員会行政視察の報告について

◎京都府亀岡市 「こどもファースト宣言」について

「すべての子どもたちが光り輝く笑顔あふれるまち」を目指して、こどもファースト事業を38事業展開されています。今回はその中の2事業を紹介していただきました。

① 保育所（園）・幼稚園・こども園でおむつの提供、処理の無償化

・園におむつを持参する必要がなく、使用済おむつの処理も無償で行っています。

保護者の経済的負担軽減だけでなく、保育士の作業負担も軽減されています。

② こども宅食事業

・見守りが必要な家庭へ、市が指定する支援業者が食材を持って1、2か月に1回定期的に見守り訪問を行っています。関係性を生み出し、変化を見つけることができ、つながりにくい家庭の生活課題の重篤化の予防や早期発見につながっています。

◎兵庫県明石市 「こどもを核としたまちづくり」について

子育て環境の整備や教育にとっても力を入れてみえます。今回はその中の2事業を紹介していただきました。

① 0歳児の見守り訪問「おむつ定期便」

・生後3か月から満1歳の誕生日まで、子育て経験のある見守り支援員が、月齢に合わせた子育て情報誌と3,000円相当の赤ちゃん用品を毎月お届けし、精神的・経済的負担を軽減しています。

② 養育費の立替払い

・前月分の養育費が受け取れていない場合、3か月間、月額5万円を市が立て替えてくれ、市が立替分を回収してくれる制度です。調停調書や公正証書などの公的な取り決めにアドバイスや費用の補助もしてくれる制度です。

子どもファースト宣言!!

子どもの未来は、わがまちの未来
子どもの未来は、日本の未来
子どもを応援することが持続可能な輝かしい世界につながる

「すべての子どもたちが光り輝く 笑顔あふれるまち」
一人より二人、二人より三人、より多くの子どもたちが健やかに成長し
子どもたちの笑顔があふれるまちを目指します。

子どもを本気で応援するまちへ「子どもファースト」を宣言します
子どもに優しいまちづくりに取り組みます
子どもを応援するまちづくりに取り組みます
子育てに優しいまちづくりに取り組みます

京都府内
No.1
子育てサポート

このまちが
もっと好きになる

子どもファースト事業

所得制限なし

01

子ども医療費18歳まで拡大と無料化

実施目標 ▶ 2023年9月

02

保育料第2子以降全て無料化

実施目標 ▶ 2023年4月

03

保育所(園)・幼稚園・こども園で
おむつの提供、処理の無料化

実施目標 ▶ 2022年11月

04

放課後児童会の一家庭2人目以降無料化
平日午後7時まで延長、土・日曜日の実施

実施目標 ▶ 2023年4月



SDGs
未来都市
亀岡

※各事業について、早期に実施できるよう取り組んでいきます。



子どもに優しいまち!!!

- ・小学校オーガニック米給食の実施と食育体験
- ・木育誕生祝い品プレゼント
- ・中学校給食の早期実施
- ・小中高等学校での生理用品無償配布
- ・小中高等学校に給水サーバーの設置とマイボトル普及
- ・自然保育（森のこども園）の充実
- ・ギャラリーあそびの森「かめまるランド」の市民利用無料
- ・スタジアム木育ひろば3歳未満無料と3～5歳まで市民無料券配布
- ・かめプーの全小・中学生へ無料券配布
- ・図書館ギャラリー分館を子ども図書館へリニューアル
- ・図書館中央館のリニューアルによる読書に親しむ環境づくり



子育てに優しいまち!!!

- ・こども医療費18歳まで拡大と無料化
- ・保育料第2子以降全て無料化
- ・保育所（園）・幼稚園・こども園でおむつの提供、処理の無料化
- ・放課後児童会の一家庭2人目以降無料化、
平日午後7時まで延長、土・日曜日の実施
- ・子育て世帯（多子、三世帯同居・近居）住宅等への支援



子どもを応援するまち!!!

- ・西部地域における小中一貫教育の義務教育学校新設と新校舎建設
- ・（仮）川と自然の保育所ほづ新園舎建設
- ・こども宅食事業の拡充
- ・川の駅エコラフティング体験無料（全小学4年生）
- ・エコ保津川下り体験無料（全中学2年生）
- ・サンガスタジアム体験事業（全市内小学校）
- ・スタディアブロードプログラム（中学生海外研修）
- ・ICT教育の充実と高等学校進学を見据えたタブレットの
譲与とロイロノート導入
- ・国際社会に通用する英語教育の充実と英検受験料の助成
- ・人型ロボットペッパーを活用した英語環境教育プログラムの実施



明石市0歳児の見守り訪問



保健師による赤ちゃん訪問 「新生児訪問」

(生後2か月頃まで)

- ▶保健師等がご家庭を訪問し、赤ちゃんの成長の確認や子育ての悩みなどについてお話をお聞きします。
- ▶赤ちゃんの体重測定や育児相談をお受けします。
- ▶情報紙「こんにちはあかちゃん」をお渡しします。

子育て経験のある 見守り支援員(配達員)による 見守り訪問「おむつ定期便」

(生後3か月～満1歳の誕生日)

対象者：令和2年4月1日以降に生まれた0歳児(明石市民)

- ▶子育て経験のある見守り支援員が赤ちゃんとお保護者にお会いし、紙おむつなどの赤ちゃん用品を毎月無料でお届けします。
- ▶子育ての悩みやお困りごとがありましたら、気軽にご相談ください。
- ▶必要に応じて保健師等が訪問します。

0歳児の見守り訪問による3つのサポート

見守りによる不安解消

生後2か月頃までに新生児訪問で保健師等が1回訪問します。
3か月から満1歳の誕生日まではおむつ定期便で毎月1回の見守り訪問を行います。



子育て情報の提供

おむつ定期便で、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ様々な子育てサポート情報を、月齢にあわせて毎月お届けします。



赤ちゃん用品の支給

満1歳の誕生日まで毎月3000円相当の紙おむつなどの赤ちゃん用品をお届けし、経済的負担を軽減します。

《問い合わせ先》
明石市こども局
子育て支援室

こども健康センター
(保健師等による赤ちゃん訪問)

電話(078)918-5656 / FAX(078)918-6384

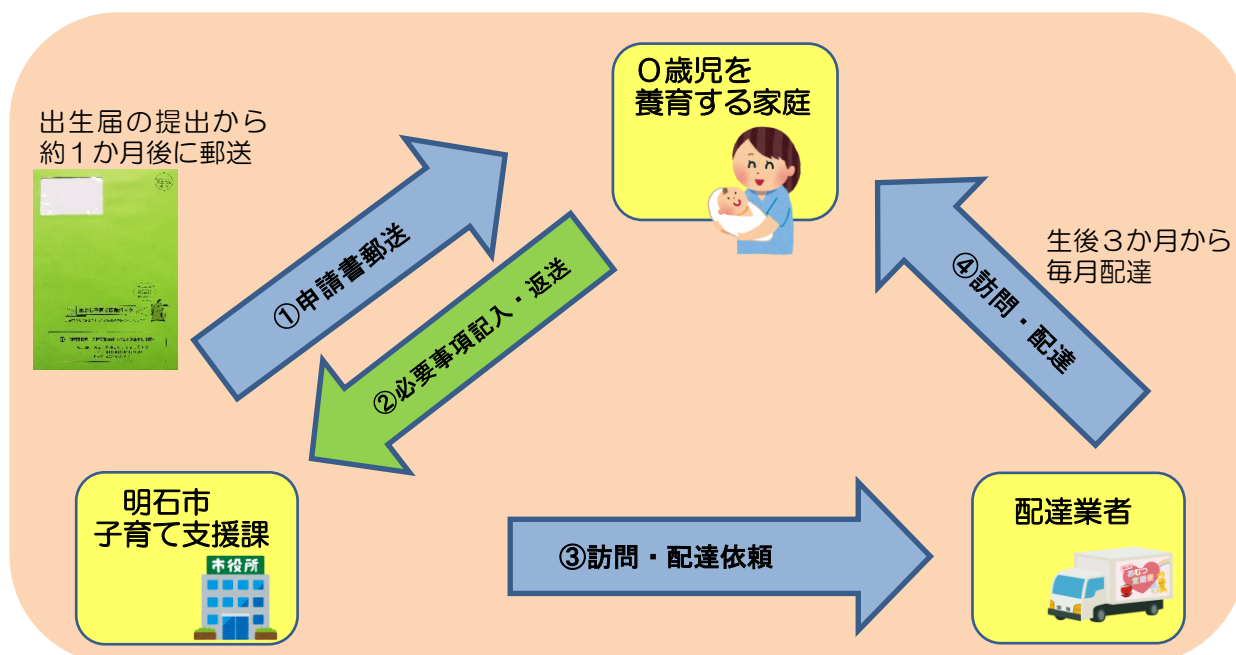
子育て支援課
(おむつ定期便)

電話(078)918-5597 / FAX(078)918-6191

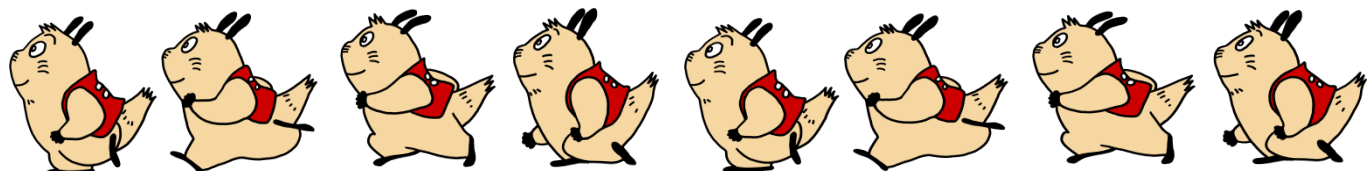
「新生児訪問」 ～お申し込みから訪問までの流れ～

- ① 赤ちゃんが生まれましたら、母子健康手帳にとじられている「出生連絡票」(黄色のはがき)を記入してください。
- ② 記入した「出生連絡票」を投函してください。出生連絡票が無い方は、お電話でも受け付けています。
- ③ こども健康センターから、訪問日時の調整の連絡をします。
- ④ 助産師、保健師がご家庭に訪問し、赤ちゃんの体重測定や授乳・育児の相談をお受けします。

「おむつ定期便」 ～申請から配達までの流れ～



- ① 明石市より対象者の世帯主へ「明石市おむつ定期便申請書」「おむつ定期便商品カタログ」などが入った「あかし子育て応援パック」をお届けします。(郵送)
※出生届を提出されてから、約1か月後に郵送します。
- ② 「明石市おむつ定期便申請書」に必要事項を記入し、締切日までに同封の封筒で返送(郵送)してください。
※締切日を過ぎた場合は、配達できる回数が減ってしまいます。
- ③ 明石市より配達業者に配達と見守りを依頼します。
- ④ 配達業者より配達日の連絡後、各家庭に毎月おむつなどを配達します。
 - (1)この事業は、配達に合わせて赤ちゃんと保護者の見守りを目的としています。配達時に保護者と赤ちゃんにお会いさせていただきます。
 - (2)見守り支援員(配達員)は子育ての経験者です。気兼ねなくご相談ください。
 - (3)配達業者は、個人情報についてこの事業以外に利用することはありません。
 - (4)原則、里帰り先などご自宅以外の場所への配達はできません。





赤ちゃん用品カタログ

ご希望の商品を下記から 2点選び、注文番号を申請書にご記入 ください。

(同じ商品を2点でも可)



明石観光PR隊長
パパたご

紙おむつ

（写真は例です）



P&G パンパース スーパージャンボ

注文番号	サイズ(目安体重)入数	
1	新生児 (~5kg) 90枚	
2	テープ S (4~8kg) 82枚	
3		M (6~11kg) 64枚
4		L (9~14kg) 54枚
5	パンツ M (6~12kg) 58枚	
6		L (9~14kg) 44枚

（写真は例です）



花王 メリーズ

注文番号	サイズ(目安体重)入数	
7	テープ S (4~8kg) 82枚	
8		M (6~11kg) 64枚
10	パンツ M (6~11kg) 58枚	
11		L (9~14kg) 44枚
31		ビッグ (12~22kg) 38枚

ユニチャーム ムーニーマン

（写真は例です）



注文番号	サイズ(目安体重)入数	
12	パンツ つかまり立ち M (6~12kg) 58枚	
13		L 男の子 (9~14kg) 44枚
14		L 女の子 (9~14kg) 44枚

ユニチャーム ナチュラルムーニー

注文番号	サイズ(目安体重)入数
32	テープ S (4~8kg) 58枚
33	
34	パンツ L (9~14kg) 36枚

（写真は例です）



布おむつ

注文番号 **15**
イサム商会
布おむつ仕立上り
綿100%、無地布おむつ、
10枚入、33cm×70cm



おむつカバー



イサム商会 おむつカバー 2枚組

注文番号	サイズ	デザイン	材質	
16	外ベルト 50cm	ボーダー星柄	綿100%	
17		ピンク		
18		50cm		ボーダー星柄
19	60cm	ブルー		
20	内ベルト 70cm	ドット柄		ポリエステル 100%
21		80cm		
22		90cm	ブルー	
23	70cm	ドット柄	ブルー	
24	80cm	ブルー		
25	90cm	ブルー		

おしりふき

注文番号 **26**
P&G
パンパース
おしりふき
56枚×6個入り



ベビーフード

和光堂
グーグーキッチン
12袋入り

注文番号 **27**
おすすめセットA
7か月～

とり雑炊×2・しらすとわかめ煮込みうどん×2・
かぼちゃのグラタン×2・鮭の海鮮中華がゆ×2・
まぐろの炊込みごはん×2・
チキンと野菜のリゾット×2

注文番号 **28**
おすすめセットB
9か月～

ひらめのリゾット×2・鮭とじゃがいもの和風煮×2・
牛肉のすきやき風ごはん×2・和風しらすチャーハン×2・
鶏と野菜の中華あんかけ×2・
鯛とわかめの炊込みごはん×2

ミルク

注文番号 **29**
明治
ほほえみらくらく
液体ミルク
240ml×6缶組(0か月～1歳頃)



注文番号 **30**
森永
E赤ちゃん
粉ミルク
300g(0か月～1歳頃)



ベビーフード、ミルクは賞味期限がございます。お早めにお召上がりください。



取決めをしたのに...

受け取れていない

養育費

連続して 3か月間、月額5万円まで (1回きり)

子どもひとり

対象になる人 (*次の①~③全てにあてはまる人)

- ① 子どもが明石市に住んでいる ※一定期間住んでいる事。
- ② 調停調書や公正証書などの公的な取決めをしている 債権めいぎ
→取決めをしていない方にはアドバイスや費用の補助をしています(裏面へ)
- ③ 前月分の養育費を受け取れていない



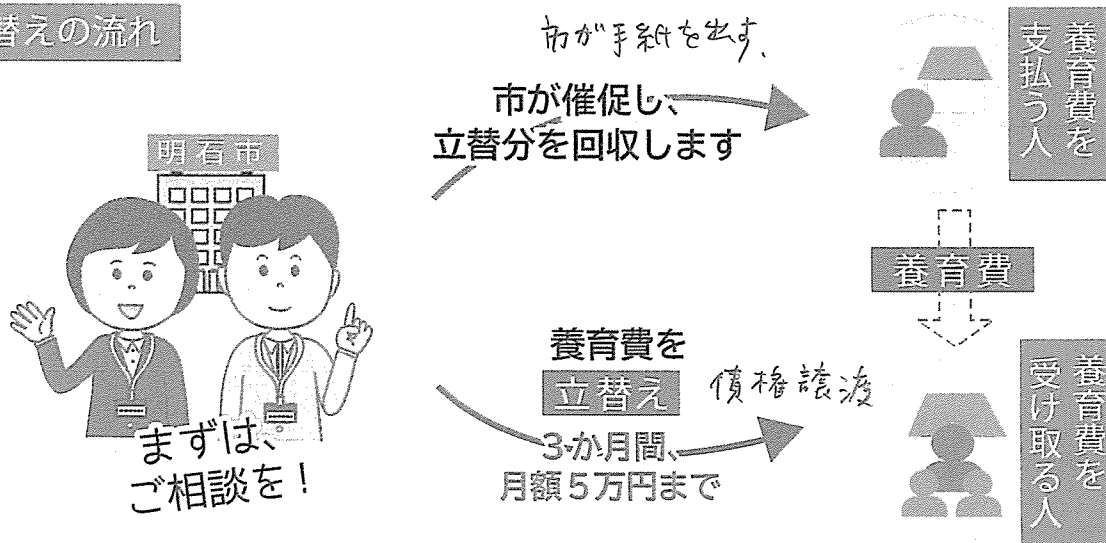
代わりに催促してくれたら負担が減って助かるなあ...

相手に連絡を取りにくいし、諦めようかな...



こんな場合、お問い合わせください。

立替えの流れ



取決めや差押えの案内も(裏面へ) →

問い合わせ 明石市役所 市民相談室

メール: soudan@city.akashi.lg.jp

TEL 918-5240 (時間/平日 9:00~17:00)

FAX 918-5102

養育費をこどもに届けるために

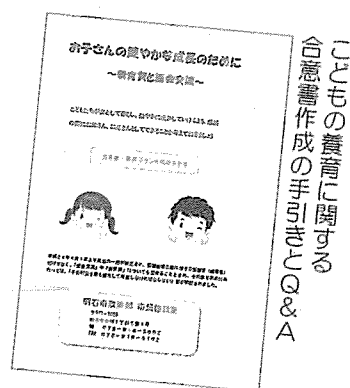
何をしたらいいかわからない

1 養育費の取決めをお手伝いします

父母間の話し合いの参考に

参考書式をお渡しします

養育費・面会交流などの取決めに関する合意書や手引きを、相談時や離婚届の配布時にあわせてお渡ししています。



こどもの養育に関する合意書作成の手引きQ&A

費用を補助します

公正証書作成費用や調停申立費用の全額を補助します。



取決めをしたのに…

2 受け取れていない養育費を立て替えます

市が催促・立替え・回収

不払いになった養育費を直接市が催促し、不払いが続く場合に市が3か月間、月額5万円までを立替えます。

【利用者の声】

市が間に入ってくれるので、安心。滞っていた支払いがされるようになりました。

裁判手続って難しそう…

3 差押えのお手伝いもします

支払われない養育費を確保するには、裁判所における差押手続が必要になります。財産開示や情報取得、債権執行の相談や費用の補助も行っています。

まずは、お気軽にお問い合わせください

問い合わせ 明石市役所 市民相談室

メール: soudan@city.akashi.lg.jp

TEL 918-5240 (時間/平日9:00~17:00)

FAX 918-5102

7.その他(2)

水環第 539 号
令和 5 年 6 月 13 日

恵那市子育て・子ども会議 御中

恵那市水道環境部部長

恵那市環境審議会委員の就任依頼について(お願い)

入梅の候、貴団体におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は、恵那市の環境行政に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市では市内の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議していただくため、環境審議会を設置しています。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、現委員の任期満了に伴いまして、貴団体から恵那市環境審議会の委員にご就任いただける方をご推薦いただき、ご意見を賜りたく存じますので、何卒お引き受け下さいますようご依頼申し上げます。

なお、委員の委嘱式を兼ねた第1回環境審議会は、7月21日(金)午後2時より、市役所会議棟 中会議室にて開催いたします。6月30日(金)までに推薦書と承諾書及び出欠報告書を返送していただきますようお願いいたします。

記

委嘱期間 令和 5 年 7 月 21 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日まで
(初回開催日)

恵那市役所 水道環境部 環境課	
TEL	26-2111 (内線) 208
FAX	25-8204
E-MAIL	kankyou@city.ena.lg.jp
担 当	柴田